

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	2	11	2		保険の付保	「保険証券の原本又はその写しを市に提出」とありますが、保険証券の発行が保険契約締結の数ヶ月後になる場合、発行後直ちに提出するもしくは保険会社から発行される付保証明書の提出でお認め頂けますでしょうか。	付保証明書の提出後、原本またはその写しが交付された後に直ちに提出をしてください。
2	3	12	2		設計受託者及び下請負人	「…該当する者を設計建設業務受託者又は…」とありますが、「設計建設業務受託者」の定義がありません。「設計受託者」の誤記でしょうか、それとも「設計受託者及び工事請負人」を意味していますでしょうか。また、工事監理者や調査受託者は含まれるでしょうか。	「設計建設業務受託者」を「設計受託者等」へと修正し、統一いたします。「設計受託者等」の定義については別紙1をご確認下さい。
3	3	12	3		設計受託者及び下請負人	「…という。)を設計建設業務受託者又は…」とありますが、「設計建設業務受託者」の定義がありません。「設計受託者」の誤記でしょうか、それとも「設計受託者及び工事請負人」を意味していますでしょうか。また、工事監理者や調査受託者は含まれるでしょうか。	「設計建設業務受託者」を「設計受託者等」へと修正し、統一いたします。「設計受託者等」の定義については別紙1をご確認下さい。
4	3	12	4		設計受託者及び下請負人	「…暴力団員等を設計建設業務受託者又は…」とありますが、「設計建設業務受託者」の定義がありません。「設計受託者」の誤記でしょうか、それとも「設計受託者及び工事請負人」を意味していますでしょうか。また、工事監理者や調査受託者は含まれるでしょうか。	「設計建設業務受託者」を「設計受託者等」へと修正し、統一いたします。「設計受託者等」の定義については別紙1をご確認下さい。
5	3	12	5		設計受託者及び下請負人	「…入札除外停止者を設計建設業務受託者又は…」とありますが、「設計建設業務受託者」の定義がありません。「設計受託者」の誤記でしょうか、それとも「設計受託者及び工事請負人」を意味していますでしょうか。また、工事監理者や調査受託者は含まれるでしょうか。	「設計建設業務受託者」を「設計受託者等」へと修正し、統一いたします。「設計受託者等」の定義については別紙1をご確認下さい。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
6	3	12	5		設計受託者及び下請負人	「入札除外停止者」とは、貴市において指名停止・入札参加除外措置を受けている者との理解でよろしいでしょうか。	本市における入札参加資格停止を受けている者です。
7	3	12	5		設計受託者及び下請負人	「入札除外停止者を…としている場合は、…解除をもとめることができる」とありますが、設計建設業務受託者または下請負人等が、入札除外停止者になっているときに、本件事業に関する業務受託契約等を締結した場合には解除を求めるもので、業務受託契約等の締結時には入札除外停止者ではなく、その後、設計業務や建設工事を履行中に入札除外停止者となった場合には解除を求めないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	4	15	1		統括責任者	統括責任者を設計・建設期間・開業準備期間及び維持管理・運営期間の各期間において1名ずつ配置しなければならないとされておりますが、施設によってこれら期間が異なります。全事業期間を通じて1名選任すればよいとの理解でよろしいでしょうか。例えば、2021年度は、新駐車場(立体部)は維持管理・運営期間であるとともに、新市民体育館等は設計・建設期間となります2つの期間が並存しますが、2名の統括責任者を配置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	各期間において同一の者が配置されることで業務の履行が可能であれば1名で構いません。
9	4	16	2		統括責任者の変更	「要請を受けたときは、14日以内に、新たな統括責任者を選出」とありますが、本事業の統括責任者として適当な人材を選出するには期間が短いと思慮します。期日を守るが為に不適當な人材選出をしては市にとっても不利益でしかありません。「原則14日以内」もしくは「迅速に」等の表現に変更頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
10	4	16	3		統括責任者の変更	「事業者は、設計・建設期間・開館準備期間…」とありますが、「開館準備期間」は「開業準備期間」の誤記でしょうか。	ご理解の通りです。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
11	5	17	7		本件施設の設計	関連資料とは具体的にどのような資料でしょうか。	契約書の写し、仕様書、当該業務に係る受託業務割合がわかる資料です。
12	5	17	7		本件施設の設計	「事業者は、…設計受託者に委託しようとするときは、関連資料を添えて」とありますが、設計受託者への委託を通知する際に添える「関連資料」とは具体的にどのような資料を想定していますでしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
13	5	17	12		本件施設の設計	設計検討会の主催者は市であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	5	17	12		本件施設の設計	設計検討会の開催日程は、事業者が提案する工程表に基づき計画されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が提案し、市が確認した工程表または現状に即して市が必要があると判断した時です。
15	5	17	12		本件施設の設計	「施設使用者と意見交換を行う設計検討会」の「施設使用者」とは具体的にどのような方でしょうか。貴市の職員でしょうか、それとも、一般の市民の方でしょうか。	施設の利用団体です。
16	5	17	14		本件施設の設計	設計検討会において施設使用者から出された意見は、市がとりまとめ、設計変更等に関する要望がある場合は、市の事由として市から要望されるとの理解でよろしいでしょうか。	施設使用者からの意見は事業者がとりまとめることとします。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
17	5	17	14		本件施設の設計	23条の地盤調査等の結果、市が公表した資料では予見できなかった状況が見つかり、工期の延期、事業者の費用の増加、損害等が発生した場合は、第16項の不可抗力ではなく、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	5	17	14		本件施設の設計	合理的と認められる範囲には、金融費用等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	5	17	14		本件施設の設計	本規定の「増加費用」又は「損害」には、各種変更契約に伴う費用、金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	7	23	1		調査業務	地盤変動影響調査とは具体的にどのような調査を想定されていますでしょうか。また、現時点で地盤変動が想定される土地の形質等があればご教示ください。	公共事業に係る工事の施工に起因する地殻変動により生じた建物等の損害等に係る調査です。
21	7	24	3		本件施設の建設	23条の地盤調査等の結果、市が公表した資料では予見できなかった状況が見つかり、工期の延期、事業者の費用の増加、損害等が発生した場合は、第5項の不可抗力ではなく、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	7	24	3		本件施設の建設	本規定の「増加費用」又は「損害」には、各種変更契約に伴う費用、金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
23	7	24	4		関係諸官庁との協議の遅延	建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延とありますが、現在、想定されている遅延に影響しそうな事柄があればご教示ください。	現在想定されるものではありません。
24	8	26	3		事業用地の確保等	合理的と認められる範囲には、金融費用等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
25	9	27	1		本件工事に係る工事請負人等の使用	関連資料とは具体的にどのような資料でしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
26	9	27	1		本件工事に係る工事請負人等の使用	「事業者は、関連資料を添えて」とありますが、工事請負人に請け負わせる旨の事前通知の際に添える「関連資料」とは具体的にどのような資料を想定していますでしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
27	10	30	3		建設に伴う各種調査	本件土地の地質障害、地中障害物等及び埋蔵文化財等が発見されて場合、協議するとありますが、この協議には、本件引渡日の変更も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
28	10	30	5		建設に伴う各種調査	合理的と認められる範囲には、金融費用等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
29	10	30	5		建設に伴う各種調査	「工事に大きな支障を与える」かどうかの判断は事業者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	事業者と市で協議を行い、市が決定します。
30	10	30	5		建設に伴う各種調査	「工事に与える大きな支障」とは、設計変更、工期の変更、工事費の増減等が発生する場合であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
31	10	30	5		建設に伴う各種調査	「本件土地に関する障害について、…対応について協議する」とありますが、市が公表又は事業者に開示した資料から合理的に予測できない障害により事業者が発生した損害又は増加費用については、合理的と認められる範囲で市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	10	31	1		調査等の第三者への委託	合理的期間前とは、具体的に何日前を指しますでしょうか。	具体的な基準はありませんが、概ね5営業日程度前までにはいただけることを想定しております。
33	11	32	2		本件施設の建設に伴う近隣対策	合理的に要求される範囲を超えた近隣対策の結果、事業者が生じた費用につきましては、市の負担としていただけませんかでしょうか。	市のみの負担とすることは認めません。
34	11	32	5		本件施設の建設に伴う近隣対策	合理的に要求される範囲を超えた近隣対策の結果、事業者が生じた費用につきましては、市の負担としていただけませんかでしょうか。	No.33の回答をご参照ください。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
35	13	37	2		工事の中止等	合理的と認められる範囲には、金融費用等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
36	14	40	1		完工確認	「出来形部分を最小限破壊して検査することができる」とありますが、要求水準を満たしている場合は、破壊箇所の修復費用は市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担とします。
37	14	40	1		市による本件施設の完工確認及び完工確認通知の交付	破壊検査の結果、設計図書のとおりを実施されていると認められる場合は、破壊検査及びその復旧に要する費用は市の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	No.36の回答をご参照ください。
38	14	40	4		保険証書提出	完工確認通知書の交付要件として「保険証書の原本付写しを市に提出する」とありますが、保険実務上は保険申込から保険証券発行まで1～2ヶ月は必要になります。つきましては、実際の保険付保手続きを合理的に進める意味でも、保険証書の原本付写しに替えて「保険会社発行の付保証明」でも問題ないように記載を修正いただけませんか。	保険会社発行の付保証明の提出し、後日「保険証書の原本写し」を提出することも可とします。
39	15	46	1		工期変更に伴う費用負担	合理的と認められる範囲には、金融費用等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
40	16	46	2		工期変更に伴う費用負担	「本件施設の引き渡しが遅延した場合」とありますが、定義集にある「本件施設」は一切の施設を指しています。本規定の場合、「各施設」の引渡日の翌日が起算点なるとの理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
41	16	47	1		指定管理者としての指定	指定管理者の指定日はいつでしょうか。	各施設における利用料金の徴収業務が始まる前までに行う予定です。
42	16	47	1		指定管理者としての指定	指定管理者としての指定は、事業者が優先予約者の決定や利用料金徴収を開始する前までに行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	16	48	1		維持管理・運營業務の開始	指定管理者に指定される日によりますが、指定日が開業準備業務開始時(竣工引き渡し後)の場合、その指定日前は指定管理者として利用受付を行い、利用許可証を発行できないと思われます。その場合、指定日前の利用許可証発行等、指定管理者としてしか行えない業務は市が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	16	49	4		安全管理業務・災害発生時の対応	「避難所運営マニュアル～(中略)、協力しなければならない」とありますが、市が想定されている具体的な内容についてご教示ください。	市ホームページで公表している「沼津市避難所運営マニュアル作成ガイドライン」(平成28年3月改訂沼津市危機管理課)をご参照ください
45	17	49	11 12		安全管理業務・災害発生時の対応	第11項・第12項は同様の規定と思われます。ご確認をお願いします。	ご理解の通りです。 第12項を削除します。
46	17	50	1		地域防災計画上の本施設・本用地の位置づけ	「市民文化センターが、～(中略)、災害時には必要な協力をする」とありますが、市が想定されている具体的な内容についてご教示ください。	新市民体育館や新駐車場の全部または一部の利用制限など事業者が管理する諸施設での必要に応じた利用調整等を想定しています。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
47	17	50	2		地域防災計画上の本施設・本用地の位置づけ	「事業者は市から防災上の要請があった際には、必要な協力をする。」とありますが、市が想定されている具体的な内容についてご教示ください。	No.46の回答をご参照ください。
48	18	53	2		本事業契約終了時の備品の取扱い	「リース方式により調達した本件備品等については、維持管理・運営期間の満了又は本指定の取消し後直ちに、当該本件備品等の所有権その他の権利を市又は市の指定するものに無償で移転し」とありますが、リースの残存期間がある場合は、当該リース契約を承継すれば足りとの理解でよろしいでしょうか。	リース期間は本事業契約満了時としてください。また、取り消し時は事業者が残存期間分を清算して権利の移転等をしてください。
49	18	53	2		本事業契約終了時の備品の取扱い	本指定の取消し後、「無償で移転し、必要な措置を講じなければならない」場合、事業者は残リース料の支払い等を行うとの理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
50	18	54	1		長期修繕計画	10年経過時の見直しは報告の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	報告は必要です。
51	18	54	2		長期修繕計画	長期修繕計画作成において、期間は何年度分とすればよろしいでしょうか。入札時に提出する様式9-8_長期修繕計画書と同様(2038年～2052年まで)という理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書P75(10)3)aの通りです。
52	18	55	4		維持管理業務基本業務計画書、維持管理業務年度業務計画書の作成・提出	長期修繕計画の提出期限が「●年●月●日」とありますが、いつ、どのようなタイミングを想定されていますでしょうか。	各施設の竣工時に提出することを想定しています。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
53	19	56	1		維持管理業務に係る第三者の使用	維持管理受託者への委託を通知する際に市に提出する「関連資料」とは、どのようなものを想定されていますか。	No.11の回答をご参照ください。
54	19	56	2		維持管理業務に係る第三者の使用	「主たる部分を一括して維持管理再受託者に請け負わせてはならない」とありますが、主たる部分の定義をご教示ください。	維持管理業務のうち、当該の大半と同視できる程度に主要な部分を意味するものとお考えください。
55	19	57	3		維持管理業務	市の責めに帰すべき事由により発生した維持管理業務に係る費用・損害は市が負担するとありますが、市の指示による設計変更により維持管理業務に係る費用が増加した場合も、負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的と認める範囲で負担します。
56	19	57	3		維持管理業務	施設利用者の責めに帰すべき事由により、増加費用や本件施設に損害が発生した場合には、帰責者判明の有無に関わらず市が当該増加費用又は当該損害を負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
57	19	57	4		維持管理業務	(全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済事業に市が加入する場合)事業者の責めに帰すべき事由による損害が発生し、その建物損害共済を使用できる場合、使用させていただくことは可能でしょうか。	本共済については、指定管理者における施設管理業務も適用となりますが、火災等、偶発の事故による損害(詳細は全国市有物件災害共済会HPを参照願います。)が生じ、市が当該修繕等を行った場合、市が災害共済金の支払いを受けるものであります。ただし、施設管理において、故意若しくは重大な過失又は法令違反のないところで発生した事故が対象となります。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
58	20	59	1		本施設の修繕	「大規模修繕を行う必要が生じないように維持管理業務を実施する」とありますが、事業者が適切な保守管理・修繕を行ってきたにも関わらず、想定しきれない大規模修繕が発生する事態になった場合は、費用の負担方法も含め、協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
59	20	59	3		本施設の修繕	「大規模修繕」と「更新」の用語の定義について具体的に例示も含めてご教示ください。	修繕は経年劣化したものを当初の性能・機能まで回復すること(例:経年劣化した壁紙の張り替えなど)をいいます。大規模修繕は、そのうち、建物の過半の部分や主要な構築物など、重要な部位や機能を変更を対象とするものをいいます。更新は劣化した設備・備品を新しいものに取り替えること(例:電球の交換)をいいます。
60	20	62	1		第三者に及ぼした損害	維持管理業務を履行する過程、又は履行した結果とはいえ、第三者に及ぼした損害が事業者の責めに帰さない、適切な維持管理業務を遂行してきた結果の場合、事業者は損害賠償等負担も含め、責任は問われないの理解でよろしいでしょうか。	事業者において責任をご負担いただくこととなるか否かは市の責めに帰すべき事由により損害が生じたか否かにより判断されます。
61	21	63	2		維持管理受託者及び下請負人	「入札参加除外者」とは、第12条第5項に記載の「入札除外停止者」と同義でしょうか。	ご理解のとおりですので「入札参加除外者」に統一いたします。
62	21	63	4		維持管理受託者及び下請負人	第63条第4項と第5項のいずれにも「入札参加除外者」が維持管理受託者又は下請負人等の場合に市は業務受託契約等の解除を求めることができる規定がありますが、第4項と第5項の違いについてご教示ください。	第4項から「入札参加除外者若しくは」を削除いたします。第4項と第5項の相違は、第5項においてのみ適用範囲の限定がなされている点にあります。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
63	21	63	4		維持管理受託者及び下請負人	「入札参加除外者…としている場合は、…解除をもとめることができる」とありますが、維持管理受託者等が、入札除外停止者になっているときに、本件事業に関する業務受託契約等を締結した場合には解除を求めるもので、業務受託契約等の締結時には入札参加除外者ではなく、その後、維持管理業務を履行中に入札参加除外者となった場合には解除を求めないとの理解でよろしいでしょうか。	業務受託契約等の締結時には入札参加除外者ではなかったとしても、その後、維持管理業務を履行中に入札参加除外者となった場合には解除権を行使しうることとします。なお、解除権行使は第5項に基づいてなされますが、一定の限定がなされている点につき、上記No.62の回答もご確認下さい。
64	21	64	1		設計・建設業務に係る不当介入に対する措置	「設計業務受託者又は下請負人～(中略)当該維持管理受託者又は下請負人等に対して、警察に届けるよう指導しなければならない」とありますが、事業者ではなく当該維持管理業務受託者又は下請負人が届ける理由が理解できません。事業者(SPC)では不可なのでしょうか。理由についてご教示ください。	64条1項は事業者が不当介入を受けた場合を、同条2項は維持管理業務受託者が不当介入を受けた場合を定めており、それぞれ不当介入の被害を受けた主体により警察に届け出ていただく必要があります。13条1項及び2項もご確認下さい。なお、64条2項の「設計業務受託者」は「維持管理業務受託者」へと修正いたします。
65	21	64			設計・建設業務に係る不当介入に対する措置	(設計・建設業務に係る不当介入に対する措置)は(維持管理業務に係る不当介入に対する措置)でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。修正します。
66	21	65	1		運営業務基本業務計画書、運営業務年度業務計画書の作成・提出	運営業務基本業務計画書の提出期限が、「本件引渡日の180日前まで」とされておりますが、維持管理業務基本業務計画書の提出期限は、「本件引渡日の30日前まで」(第55条)とされております。提出期限をずらしている意図についてご教示ください。	運営業務は供用開始前から施設の予約受付等が始まることで、人員配置、業務実施スケジュール等を早期に検討すべきであることから、180日前としています。
67	22	66	1		運営業務に係る第三者の使用	運営受託者への委託を通知する際に市に提出する「関連資料」とは、どのようなものを想定されていますか。	No.11の回答をご参照ください。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
68	22	67	3		維持管理業務	市の責めに帰すべき事由により発生した運営業務に係る費用・損害は市が負担するとありますが、市の指示による設計変更により運営業務に係る費用が増加した場合も、負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
69	22	67	5		運営業務	本件施設が避難場所となることにより運営業務が中断された場合に生じた損害のなかには、運営業務の中断により減少した利用料金相当額も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	損害については、運営業務の中断により減少した利用料金相当額と運営業務の中断により減少した維持管理・運営業務費用を踏まえて、協議のうえで決定します。
70	23	70	5		自由提案事業及び自由提案施設事業と事業者らの直接収入	自由提案施設事業の営業時間も事業者判断で変更できるよう条文の追加をお願いいたします。	当初提案の営業時間を変更する場合については、自由提案施設事業を市が承認するにあたって当初見込んだ利便性等の事業効果の観点から市との協議なしに事業者判断のみをもって独自に変更することはできない。 また、時間延長等は場合によっては近隣との協議が必要となるため、事業者判断のみをもって独自に変更することはできない。
71	23	70	6		自由提案事業及び自由提案施設事業と事業者らの直接収入	「行政財産貸付契約」の内容が不明で、違約条項等の事業者リスクが分かりません。具体的な契約書の開示をお願いいたします。	行政財産貸付契約(案)を作成し、公表します。
72	24	74	2		施設整備費の支払	国庫支出金と地方債借入額が予定より少なくなった場合、予定額と実際の金額との差異は、どのように対応される予定でしょうか。	事業契約書(案)別紙10 3 (1) 1)のとおり、割賦支払施設整備費となります。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
73	25	77	1		維持管理・運営費の減額等	本条文では「減額」についてのみの内容ですが、市の行為(市の請求に基づく要求水準の変更を含む。)では「増額」も有り得ます。増額も含めて事業契約書に定めていただくようお願いします。定めていただけない場合、参画の障壁と成り得ます。	市の責めに帰すべき事由、要求水準書の不備若しくは市による変更に伴う維持管理費用の増加については、第57条3項、運営費用の増加については、第67条3項にて定めています。
74	27	80	1	(9) (10)	全部引渡し前の事業者の債務不履行等による契約解除	(9)「この契約」および(10)「この契約」は、「本事業契約」と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
75	28	80	4		全部引渡し前の債務不履行等	出来高が存在する場合、出来形を確認し、原則、市が買い取る条件に変更いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
76	28 29	81	1	(6) (7)	全部引渡し後の事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し	(6)「この契約」および(7)「この契約」は、「本事業契約」と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
77	29	81	3		全部引き渡し後の事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し	違約金の額がサービス購入費C、D、Eの1年間分に相当する額に消費税等を加算した額の10%とされていますが、この「1年間分」は、違約金支払年度の1年間分との理解でよろしいでしょうか。	サービス購入費C、D及びEの総額を事業期間で除して算出される1年分とご理解いただきますようお願いいたします。
78	35	94	1		契約保証金	契約保証金の設定期間が「本件施設の設計・建設期間中」「維持管理・運営期間中」とありますが、第80条及び第81条の違約金の設定期間と同一で、それぞれ「本件施設全ての引渡前までの期間中」「本件施設全ての引渡以降の期間中」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
79	35	94	1	(2)	契約保証金	サービス購入費C～Eの1年分というのは、当該年度におけるサービス購入費が基礎となる理解でよろしいでしょうか。念のため確認させてください。	サービス購入費C、D及びEの総額を事業期間で除して算出される1年分とご理解いただきますようお願いいたします。
80	35	94	6		契約保証金	施設引渡しのあった施設に関わる契約保証金を返還する とあるため、履行保証保険で契約保証金を納付する場合 でも、各施設引渡しの都度、保険金額を減額しても問題 ないでしょうか。	ご理解の通りです。
81	36	94	6		契約保証金	本件施設の一部施設を引き渡した場合、契約保証金の 一部を返還していただけることになっておりますが、第80 条の違約金額は全ての施設の引渡が完了するまで、減 少しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
82	36	96	1		法令変更による増加費用・ 損害の扱い	本条に規定の法令変更による増加費用又は損害の負担 方法は、法令変更による契約解除に伴い事業者が発生し た費用・損害にも適用されるとの理解でよろしいでしょ うか。	ご理解の通りです。
83	37	98	1		不可抗力による増加費用・ 損害の扱い	本条に規定の不可抗力による増加費用又は損害の負担 方法は、不可抗力による契約解除に伴い事業者が発生し た費用・損害にも適用されるとの理解でよろしいでしょ うか。	不可抗力による契約解除の場合は、87条2項およ び88条3項により処理されます。
84	37	99			公租公課の負担	消費税率が変更した場合、変更した税率に基づき計算さ れた消費税等相当額が貴市から支払われるとの理解で よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

事業契約書(案)に関する質問及び回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
85	37	102	4		株主・株式発行・取締役・ 会計監査人	監査役に関する規定がありませんが、監査役に関しては報告は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	37	103	1		財務書類の提出	年間業務報告書とは、会社法第435条第2項に規定の「事業報告」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
87	38	105	1		秘密保持	「秘密」とは具体的にどのような情報を指すのでしょうか。「秘密」と明示された書面情報についてのみ、秘密保持の対象とさせていただきませんか。	秘密は書面情報以外の情報も含むため、「秘密」と明示された書面情報についてのみとすることは認めません。